

社会保険等加入対策

【現状と課題】

- ① 下請業者を中心に、社会保険等(雇用保険、健康保険及び厚生年金)に未加入の建設業者が存在しており、技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- ② 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

【目的】

- ① 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- ② 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

【本県における社会保険等加入対策】

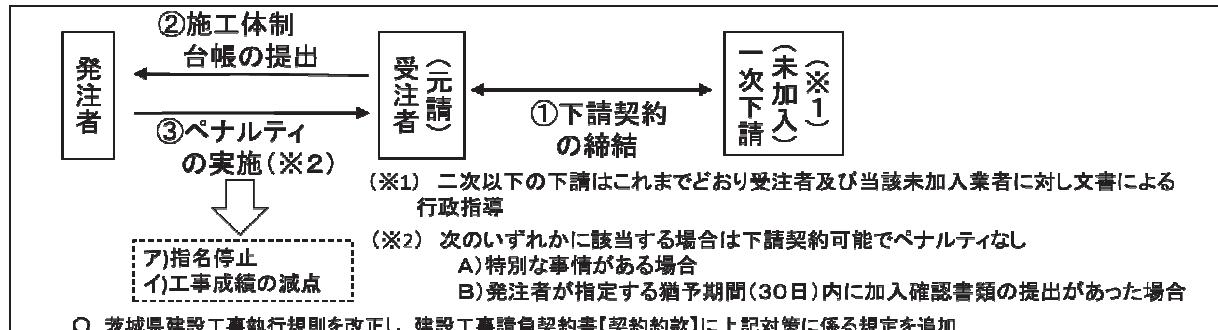
(1)これまでの取組

- H24年11月から、建設業の許可申請時や経営事項審査時に、未加入業者に対する加入指導を実施、未加入業者を社会保険等担当部局(日本年金機構、茨城労働局)に通報
⇒社会保険等担当部局による加入指導⇒加入状況等の共有
- 県工事の入札参加資格において、
 - ・ H25年6月から、格付5業種(土木、建築、管、電気、舗装)を社会保険等加入業者に限定
 - ・ H27年6月から、全ての一般競争入札の参加者を社会保険等加入業者に限定
 - ・ H29年6月から、全ての入札参加資格者(元請業者)を社会保険等加入業者に限定
- H29年4月から、県発注工事において下請業者に未加入業者がいた場合、当該業者に対する加入指導及び元請業者に対する下請業者の指導を徹底するよう注意喚起

(2)今後の取組

- これまでの取組に加えて、H30年4月から、
 - ① 県発注工事において、一次下請を社会保険等加入業者に限定(ただし、未加入業者であっても、特別な事情がある場合や猶予期間(30日)内に当該未加入業者が加入したことを確認できる書類を提出した場合は可)
⇒違反した場合、受注者(元請業者)に対し、指名停止及び工事成績の減点を実施

【県発注工事における社会保険等加入対策の強化】



- 茨城県建設工事執行規則を改正し、建設工事請負契約書【契約款】に上記対策に係る規定を追加
- ② 民間建設工事標準約款等の改正(H29年10月適用)を受け、県発注工事における下請契約においても、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを義務付け
- ③ 全国統一の基準で実施される「経営事項審査」においても、社会保険等未加入業者に対する減点措置の厳格化を実施

【経営事項審査における社会保険等加入対策の強化】

社会性等(W点)における点数の算出方法について、これまで合計値がマイナスとなる場合はゼロとみなすとされているところ、今後はこれをゼロとみなさず、マイナスとして算定

W点における減点項目	雇用保険未加入	健康保険未加入	厚生年金未加入	民事再生法等適用	法令遵守	合計(A)	W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	総合評定値(P)
現行	-40	-40	-40	-60	-30	0	0	0
改正後	-40	-40	-40	-60	-30	-210	-1,995	-499

総合評定値(P)への反映: 0. 25W

(参考1) 茨城県の社会保険等加入率

- 公共事業労務費調査によると、H28年度の加入率は、取組前であるH23年度と比べ大幅に改善
公共事業労務費調査での社会保険等加入率(建設企業別)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H23と比べたH28の伸び率
茨城県内	73%	78%	84%	88%	90%	90%	123%
全 国	84%	87%	90%	92%	94%	96%	114%

(参考2) 法定福利費の確保に向けた県発注工事における対応

- H24年6月から社会保険等の加入に必要な法定福利費(事業主負担分、本人負担分)を予定価格に適切に反映できるよう改善を実施し、さらに、H25年4月から設計労務単価を大幅に引き上げ、それ以降も労働市場の実勢価格を反映するため段階的に引き上げ(H29年3月までに平均36. 6%増)